

令和4年度事業総括

本年度も昨年度同様新型コロナ禍により、本来の事業展開は望めなかった。ようやくではあるが年度末の5月8日に感染症法上の五類に分類が移され、一応の収束目処による開放感はあるものの、まだまだ予断は許されない状況下のようだ。国内経済は輸出産業が比較的好調に推移しているが、ロシアのウクライナ侵攻から、資源高、過度の円安などによる物価、電気料金の高騰が景気悪化の冷や水となり、日本経済が大きく羽ばたく上で足枷となっている。まさに正念場である。

さて、本年度は、社員数71名で初期から8名減の厳しい状況下であったが、法第14条地図作成業務を順当に受注し納品することができた。また、地区の啓発活動も功を奏し、近年にない良い事業収益となった。当期経常収益も昨年度には及ばないものの436万円の黒字を計上して、まだまだ不安定であるが、公益事業の原資として積み上げられる状況に目処がついた。

社員各位には1年間の絶大なご協力に感謝するとともに、役員任期2年を全う出来たことに対し役員一同、重ねて心より感謝したい。

今後の充実した協会事業運営のため、官公署等に更なる啓発と埋もれている事業の掘り起こしをお願いし総括とする。

令和4年度事業計画に基づき、下記の2項目を重要課題として当協会の運営を行った。当年度において、山形地方法務局発注法第14条地図作成作業（南陽地区）の2年目作業が無事終わり納品することが出来た。

現在、令和4・5年度の法第14条地図作成作業（鶴岡地区）の新規受注があり、鶴岡地区2年目作業については酷暑の中実施中である。担当している社員の皆様に改めて感謝申し上げ、良好な成果を収められるよう期待したい。

国土交通省県下3事務所の業務は遺憾ながら受注できなかった。今後の検討課題である。

① 法的事業及び付随・関連事業

*嘱託登記の重要性、必要性の啓発・推進事業（法的事業）

令和4年度受託一覧表記載発注者より業務の受託を得、その業務を通じて、「高品質で統一した成果を迅速且つ誠実に履行することこそが究極の啓蒙活動である」を旨に事業を実施した。本事業は当協会の事業目的（土地家屋調査士法）の根幹であり、「官公署の事業を通じ、県民の権利の明確化に寄与」することにある。

・国土交通省においては県下3事務所の受注は叶わなかった。県外の法人が廉価での応札をするため、実行予算に程遠い低価格となっている。東北各協会も同様の

状況で、土地家屋調査士調査測量要領に遵守するならば対応が甚だ難しい。山形県下・地方では社会インフラはまだまだ整備する余地はあると思うが、国の強化等予算配分が偏り当業界にとっては弱含みである。

ただし、所有者不明土地関連など新しい分野の期待もある。また、地区の啓発等により、災害復旧事業等、地元に着する用地測量分筆登記業務等の官公署の引き合いが増加している。

* 地図作成作業の積極的参画事業（不動産登記法第14条1項地図作成作業等）

- ・ 山形地方法務局（1年目作業：基準点測量他）

鶴岡市若葉町ほか地区 0.67km² 2,952筆

新設基準点 4級 366点

- ・ 山形地方法務局（2年目作業：立会・細部測量他基準点測量他）より受託

南陽市赤湯ほか地区 0.58km² 3,337筆

新設基準点 4級 274点

② 公益法人としての国民に対する役割の自己認識と情報公開

* 公共建物の無償表題登記事業

新庄地区において実施（舟形町防災センター）実施した。公益社団法人山形県公共嘱託登記司法書士協会との協同事業であり、無事完了贈呈することが出来た。

* 研修会および公開講座

コロナ禍により内部研修のみの実施となった。（総会時：インボイス制度の研修）

* ホームページによる情報発信

一般の方や官公署の担当者の関心が向くテーマ等情報を掲示したかったが、役割・義務的情報発信しかできなかつた。次年度において改善に努めたい。

* 定期情報交換会

土地家屋調査士会・司法書士協会と実施

* コンプライアンスとガバナンスの徹底

- ・ 地図作成作業の事業規模が大幅に拡大しているが、社員数の減少もあり、担当地区以外の社員の協力、社員以外の人員を確保し業務遂行しなければならず、定款、業務規程の再確認を徹底した。当協会に於いて、現場での事故・毀損が生じないように現場管理について点検すると共に、コロナ感染、夏季の異常天候（猛暑）による自己の体調管理についても確認した。

- ・ 一般・官公署に対する研修会も実施すべく所管官庁である山形県より、指導を受けているが、地図整備等の業務に注力せざるを得ず、実施できなかった。新年度に検討したい。